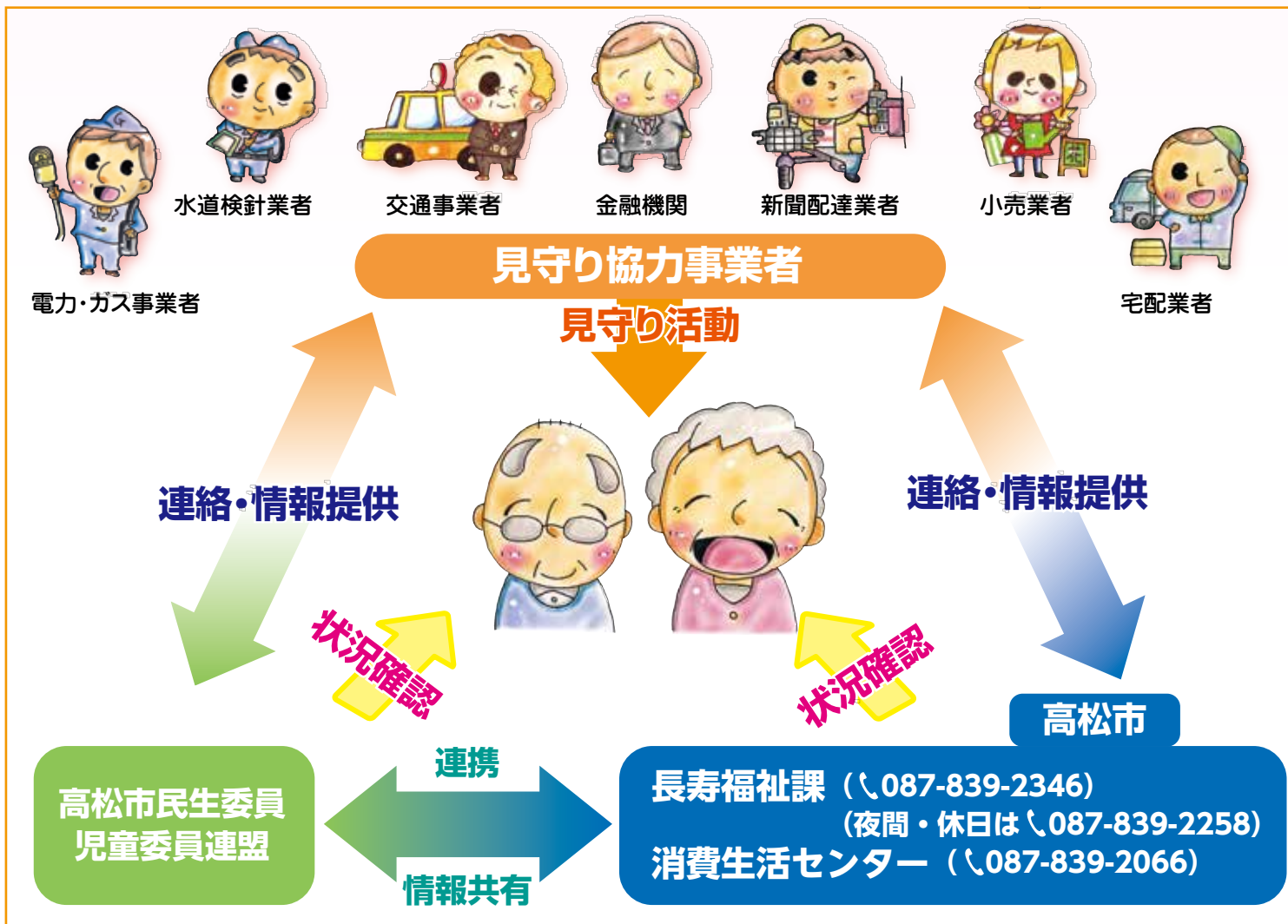


ひろげよう 見守りの「輪」 あんしんの「和」 地域で支えあう見守り活動を行っています



高松市では、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高松市民生委員児童委員連盟及び市内の事業者と見守り活動協定を締結しています。

また、平成30年度から、それまでの地域で支えあう見守り活動を、消費者安全法に定める「消費者安全確保地域協議会」と位置づけ、香川県警察をアドバイザーに加えることにより、高齢者等の見守り活動とともに消費生活の安全確保に取り組んでいます。



高松市
 長寿福祉課 (☎087-839-2346)
 (夜間・休日は☎087-839-2258)
 消費生活センター (☎087-839-2066)

香川県警察
 シンボルマスコット「ヨイチ」

香川県警察
 アドバイス・情報提供

通報・情報提供

高松市

連絡先

見守り活動に関すること

高松市 長寿福祉課
 電話 087-839-2346
 (夜間・休日は087-839-2258)

消費者トラブルに関すること

高松市 消費生活センター
 電話 087-839-2066
 (8:30~17:00 土日祝日除く)

(やまおり)



地域で支えあう
 見守り活動
 を行っています。

高松市



(きりとり線)

切り抜いて折ると名刺サイズになります。財布や名刺入れに入れて保管しておいてください！

高齢者が陥りやすい消費者トラブル・詐欺にご注意を！

預貯金詐欺

事例

警察官を名乗る人から、「あなたの口座が犯罪に利用されている。今すぐキャッシュカードの交換手続きをする必要がある。」と電話があった後、家に来た警察官にカードを渡したところ、口座からお金が抜き取られた。



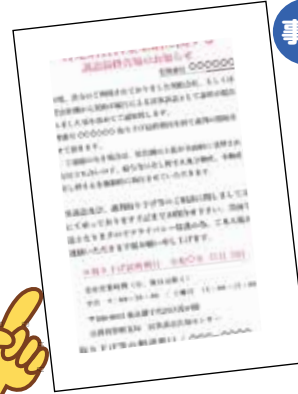
ポイント

警察官、金融職員、自治体の職員等がキャッシュカードや通帳等を預かったり、回収することはありません。キャッシュカードや通帳を他人に渡したり、暗証番号などの個人情報をお教えたりせず、不審な電話に注意してください！

架空料金請求詐欺

事例

裁判所から突然、はがきで“未払金がある”、“裁判する”といった、身に覚えのない内容の通知が届いた。



ポイント

身に覚えのない不審な請求のはがきや封書、メール等が届いても、すぐに記載されている「問い合わせ窓口」に電話をしたり、お金を支払ったりせず、無視してください。不安な時は消費生活センターにご相談を！

定期購入のトラブル

事例

初回 300 円という安い値段でサプリメントを購入。一回限りの購入のつもりが、定期購入だった。



ポイント

定期購入が契約の条件となっている場合があります。申込前に、購入継続回数や支払総額、解約条件等、契約内容をきちんと確認しましょう！

訪問販売のトラブル

事例

突然、自宅に作業着の男性が来て、「雨漏りをしているため屋根を直したほうがよい」と補修工事をすすめられたので、その場で契約書にサインをし、高額な契約をしてしまった。しかし、本当に必要な工事だったのだろうか。



ポイント

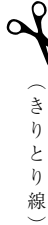
勧誘されてもすぐに契約せず、複数の業者から見積りをとったり、家族や信頼できる人に相談するなどして慎重に検討しましょう。不安に思った場合やトラブルにあった場合は早めに消費生活センターにご相談を！

こんな場合には
高松市 長寿福祉課 までご連絡ください。

- カーテンや雨戸が閉まったまま、開いたまま
- 新聞・郵便物等が何日もポストに溜まっている
- 洗濯物が何日も干したままになっている
- 何度訪問しても応答がない
- いつも同じ服をきており、汚れている
- 顔色が悪く、やせてきた …… など

こんな場合には
高松市 消費生活センター までご連絡ください。

- 無料点検を頼んだら高額な請求をされた
- 業者からのしつこい勧誘電話を断りたい
- 身に覚えのない不審な請求のはがきが届いた
- 商品の契約解除を行いたいので、クーリング・オフの方法を知りたい …… など



(きりとり線)

(たにおり)